

第 9 章 安全管理体制の強化

第1節	運輸安全マネジメント制度	109	2	事故防止研修	112
第2節	輸送の安全に関する取組	109	3	輸送等に関する安全総点検	112
1	安全管理規程	109	4	リスク管理の取組	112
2	安全管理体制	109	(1)	グループ討議	112
(1)	鉄・軌道事業	109	(2)	ヒヤリ・ハット情報の活用	113
(2)	自動車事業	110	第4節	新型コロナウイルス感染症への対応	113
3	安全方針	110			
4	安全重点施策	111	1	駅設備や車両の消毒・車内換気の実施	113
5	安全対策推進委員会	111			
6	安全対策推進連絡会	111	2	ホームページや車内放送等による情報発信	114
7	安全管理体制の見直し	111	3	職員の新型コロナウイルス感染症対策	114
(1)	安全マネジメント内部監査	111			
(2)	マネジメントレビュー	111	4	人流抑制の取組	114
8	安全報告書	112	(1)	都営交通の運行	114
第3節	安全・安心への取組	112	(2)	都電おもいで広場の休場	115
1	都営交通安全の日	112			

第1節 運輸安全マネジメント制度

平成17年4月25日に発生したJR西日本の福知山線における列車脱線事故をはじめ、ヒューマンエラーが原因と考えられる事故、トラブル等が多発した状況を鑑み、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（運輸安全一括法）」が制定され、運輸安全マネジメント制度が平成18年10月に導入された。

本制度は、事業者自らが経営トップから事業所まで一体となった安全管理体制を構築し、その実施状況等を国が評価するもので、国と事業者とが緊密に連携して、運輸事業の安全性の向上に向けた取組をお互いに推進していくことを狙いとしたものである。

第2節 輸送の安全に関する取組

交通局は、この制度に基づき、鉄・軌道事業及び自動車事業における輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた安全管理規程を制定するとともに、安

全統括管理者を選任し、輸送の安全に関するPDCAサイクルを確実に実行することにより、絶えず安全管理体制を見直し、安全性の向上に努めている。

1 安全管理規程

輸送の安全を確保するための事業の運営方針に関する事項等を定めたもので、安全統括管理者を中心とした安全管理の責任体制及びその実施、管理方法等を規定している。

2 安全管理体制

(1) 鉄・軌道事業

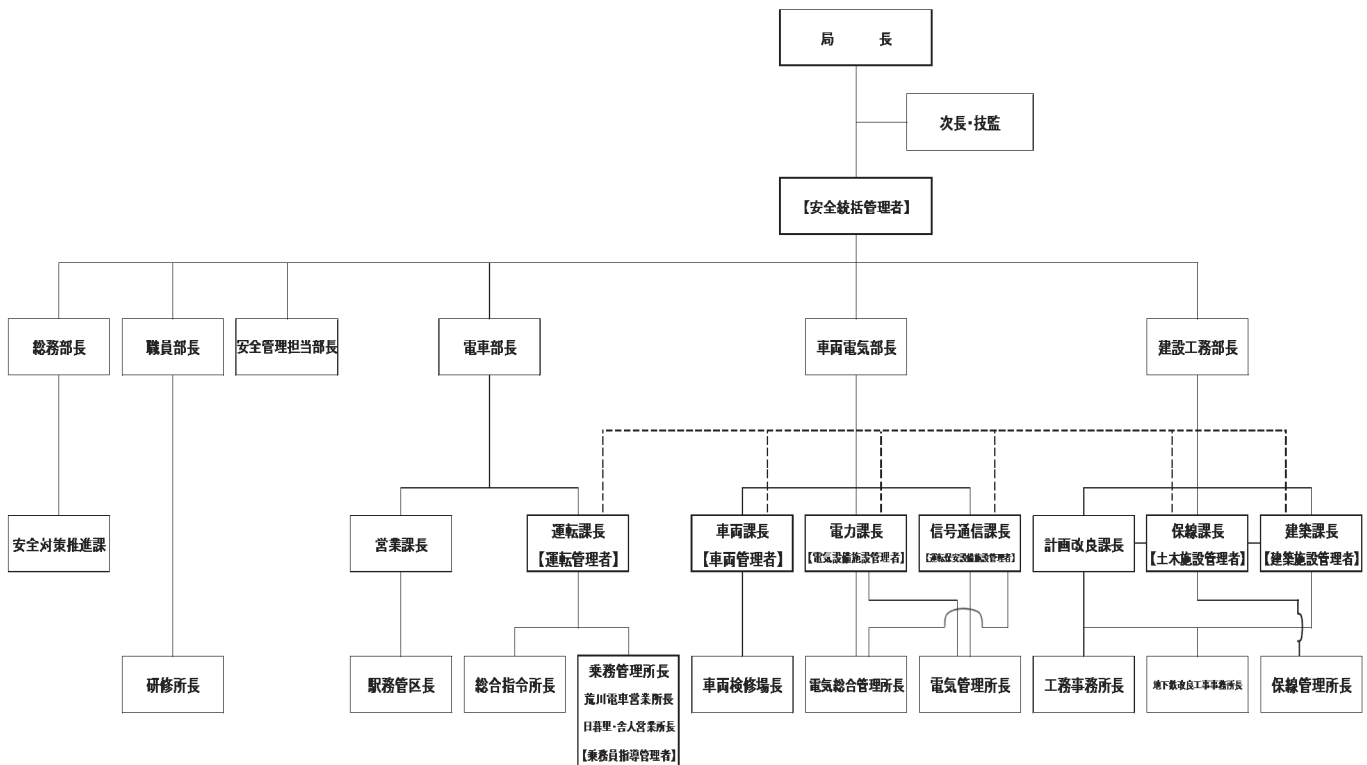
安全統括管理者＝輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

運転管理者＝運転に関する事項を統括する。

乗務員指導管理者＝運転士、運転手及び車掌の資質の保持に関する事項を管理する。

車両管理者＝車両に関する事項を統括する。

施設管理者＝設備及び施設に関する事項を統括する。



【鉄・軌道事業安全管理体制図】

(2) 自動車事業

安全統括管理者＝輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

運行管理担当課長＝運行管理に関する事項を統括する。

車両課長＝車両整備に関する事項を統括する。

営業所長＝輸送の安全の確保に関し、課長代理（管理担当）、課長代理（運輸総括担当）、課

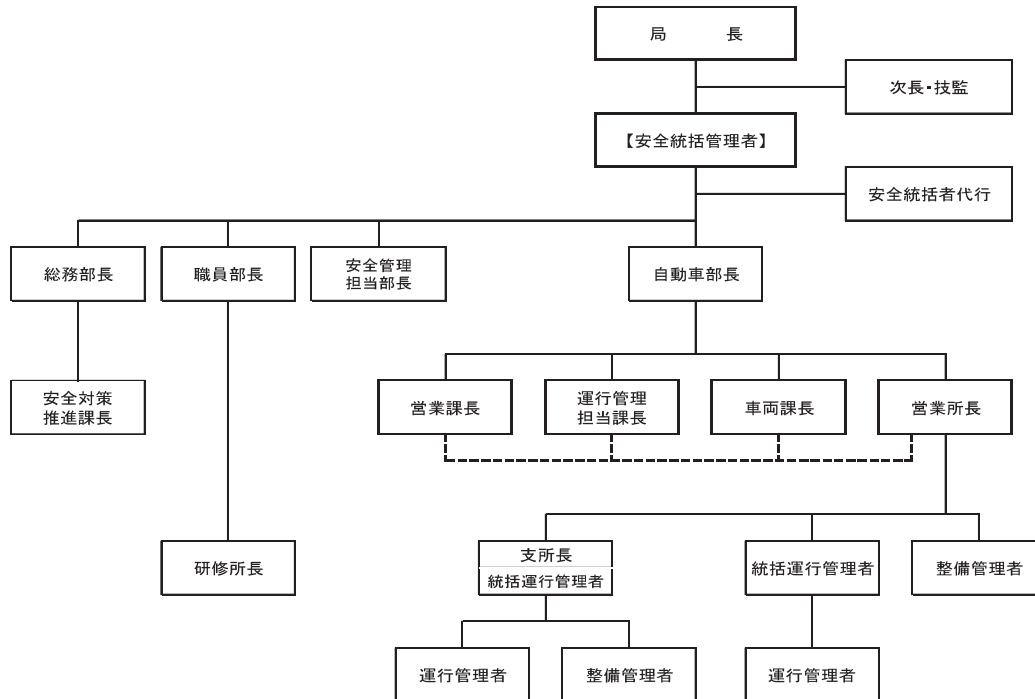
長代理（車両担当）及び管内支所長を統括し、指導監督を行う。

支所長＝輸送の安全の確保に関し、支所内を統括し、指導監督を行う。

統括運行管理者＝運行管理者を統括する。

運行管理者＝運行管理に関する事項を処理する。

整備管理者＝車両の保守及び整備に関する事項を処理する。



【自動車事業安全管理体制図】

3 安全方針

安全管理規程に基づき、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を平成18年12月に制定した。その後平成28年4月には、改めて安全に対する姿勢を明確に示し、職員の安全意識の向上を図るため、同規程を改定した。「東京都交通局経営計画2022」の経営方針の冒頭にある「都民やお客様の信頼に応えるため、安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、災害に強く、事故のない都営交通」の実現を目指して四つの具体的な取組を『安全方針』として定めている。

東京都交通局

安全方針

私たちは、都民やお客様の信頼に応えるため、安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、災害に強く、事故のない都営交通を実現します。

このため

- 決められたルールを確実に守り、厳正に職務を遂行します。
- 常に情報を共有し、問題意識を持って職務に当たり、事故の芽を確実に摘み取ります。
- 安全・安心な車両、設備などを提供します。
- 安全を守るための取組を絶えず見直し、改善・実行します。

【安全方針】

4 安全重点施策

安全方針に基づき、達成すべき成果として局全体、各部門及び各事業所において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成させるために必要な取組計画を策定するものである。

これを毎年度実行することにより、都営交通の安全性の向上を図っており、局の安全重点施策に基づき、各部門の安全重点施策を策定している。

5 安全対策推進委員会

局長を委員長とした、安全に係る基本方針及び安全重点施策などの決定機関である。年4回の定期的な開催に加え、緊急案件が発生した際には臨時に開催することにより、安全に係る情報の共有を図るとともに、対応策などを迅速に決定している。

3月の委員会において、当年度における各部の安全重点施策の実施状況、内部監査の指摘項目、安全統括管理者の意見などを踏まえ、マネジメントレビューを行い、次年度4月の安全重点施策の策定に反映させている。

また、11月の委員会においてもマネジメントレビューを行い、上半期における安全重点施策実施状況の確認や見直しを行っている。

6 安全対策推進連絡会

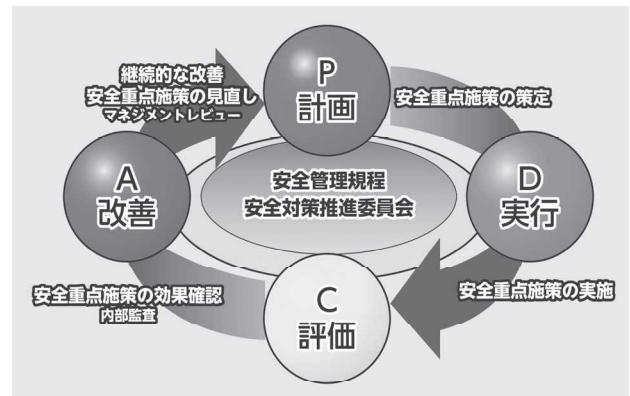
安全対策推進委員会の下部機関として、鉄・軌道事業安全統括管理者が委員長、自動車事業安全統括管理者が副委員長、各管理者が委員となり、安全に係る事項の情報収集、連絡調整などを行うための機関である。

月1回の定期的な開催により、事故や故障、ヒヤリ・ハットなど、安全に係る情報の共有や横断的な連絡調整を行っている。

7 安全管理体制の見直し

輸送の安全確保に関する安全重点施策などの計画を

策定し、これを着実に実行するとともに、安全マネジメント内部監査の結果などを踏まえて検証を行い、継続的な改善を行うことによりPDCAサイクルを適切に機能させ、経営トップから事業所まで一丸となった安全管理体制の強化に取り組んでいる。



【PDCAサイクル】

(1) 安全マネジメント内部監査

毎年度、局長及び安全統括管理者も対象に含め、各部門において、安全管理体制に係るシステムが「安全管理規程」に定められたとおりに実施され、維持され、機能しているかをチェックしている。



【内部監査】

(2) マネジメントレビュー

経営トップが主体的に関与し、少なくとも年1回、事業者全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、総括し、安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善を行う活動をいう。

交通局では、安全マネジメント内部監査の指摘項目、安全重点施策の実施状況、安全統括管理者の意見等を基にしたマネジメントレビューを年2回行っている。

8 安全報告書

鉄道事業法、安全管理規程及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、当局の鉄・軌道事業及び自動車事業における輸送の安全確保に関する取組、事故の発生状況と再発防止対策などについてまとめたものを交通局ホームページで紹介している。

また、都営地下鉄の各駅及び都営バスの各営業所等で概要版のパンフレットを配布するなど、輸送の安全に関わる情報の公表に努めている。

第3節 安全・安心への取組

1 都営交通安全の日

お客様の安全・安心の確保を最優先にする姿勢と決意を示す取組として、交通局は平成19年から、毎年6月13日を「都営交通 安全の日」に定めている。この日は、浅草線浅草橋駅でのドア挟みによる死亡事故（平成6年）と都電荒川線での車両衝突事故（平成18年）という二つの重大事故が発生した、交通局として決して忘れてはならない日である。

安全の日の前後には、安全標語の募集、意見交換会、巡回や点検強化などを実施している。二度とこのような事故を引き起こさないために、全職員が一丸となって安全輸送の確保に全力で取り組んでいる。



【安全の日ポスター】



【「安全の誓い」の碑】

2 事故防止研修

毎年、指導監督職員等を対象として、安全に関わるテーマで外部講師を招いて講演会を実施している。



【事故防止研修】

3 輸送等に関する安全総点検

夏季及び年末年始の期間中、局長、次長、安全統括管理者などが事業所への巡回を行い、各部門から期間中の取組報告を受けるとともに、事業所職員との意見交換を行っている。

また、上記期間以外においても、夜間における保守作業や工事現場などへの巡回を積極的に行っている。



【夏季の輸送安全総点検における局長巡回】

4 リスク管理の取組

(1) グループ討議

事業所の職員自らが、事故やヒヤリ・ハットなどの情報を活用し、事故の再発防止策及び未然防止策を立案・実行するための取組として、少人数によるグループ討議を行っている。

電車部門では、駅務、乗務及び指令の各職員が参加してグループ討議を行い、職場横断的な取組を行って

いる。

また、自動車部門においても、乗務員によるグループ討議を行い、バス路線上の要注意箇所の洗い出しをはじめとした様々な対策を行っている。

(2) ヒヤリ・ハット情報の活用

本局及び各事業所において、ヒヤリ・ハット情報を収集・分析し、事故の未然防止に取り組んでいる。

鉄・軌道事業では、「ヒヤリ・ハット発表会」の開催や収集したヒヤリ・ハット情報をデータベースに登録することで、情報の共有を図っているほか、「想定ヒヤリ・ハット」を作成することにより、危険予知と気づき力の向上に取り組んでいる。

自動車事業では、「ヒヤリ・ハット発表会」を開催し、情報共有を図るとともに、ドライブレコーダーに記録されたヒヤリ・ハット映像を使用した研修を実施し、事故の未然防止に役立っている。

第4節 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、東京都内においても幾次の感染の波が発生した。交通局では、お客様や職員の感染防止に向け、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」及び「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえた取組を実施している。

1 駅設備や車両の消毒・車内換気の実施

地下鉄等の車両内においては、車内のつり革や手すり等、駅構内においては、券売機や駅務機器のほか、エスカレーターや階段の手すり等、多くの方が手を触れる場所を中心に定期的な消毒作業を行っている。

また、駅長事務室や案内窓口、観光バスの車内等に消毒液を設置している。

さらに、車両の窓開け等による車内換気を行い、感染リスクの低減に努めているほか、都営バスでは、お客様と乗務員との間に一定の距離を確保するため、最前部の客席の使用を控えていただくこととしている。

また、都営バス及び東京さくらトラム（都電荒川線）では、運転席付近に、都営地下鉄では、駅の改札口にビニールカーテンを設置している。

令和3年2月からは、第三者機関による抗ウイルス性試験において新型コロナウイルス感染症に対して一定の効果が確認された薬剤を用いて、抗ウイルスコーティングを順次実施し、全車両への実施を完了した。



【券売機の消毒】



【車両の窓開け】



【都営バスでの一部座席の利用停止】



【都営バス運転席付近に設置したビニールカーテン】



【抗ウイルスコーティング施工の様子】

2 ホームページや車内放送等による情報発信

交通局は、お客様に対してホームページやSNS、車内放送等により、咳エチケットや手洗い等の感染予防策のほか、時差出勤やテレワークへの協力等、様々な呼びかけを行っている。

また、駅貼りポスターのほか、車内デジタルサイネージや列車運行情報表示装置を活用し、感染予防策や交通局の行う新型コロナウイルス感染症対策の周知を図っている。

加えて、都営交通がお客様にとって安心して利用できる施設であることを広くお知らせするため、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの改札口付近や東京さくらトラム（都電荒川線）及び都営バスの車両などに感染防止徹底宣言ステッカーを掲出している。（※）

さらに、朝ラッシュ時間帯の利用を避けていただくため、ホームページに列車の混雑状況や主な駅の利用状況を掲載している。

※ 令和2年8月1日付けで「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」が一部改正され、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための

指針を遵守するよう努め、施設の入口等利用者の見やすい場所に「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示するよう努めることが定められた。



【感染防止徹底宣言ステッカー】

3 職員の新型コロナウイルス感染症対策

職員に対しては、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保、定期的な換気、共用物品の消毒、日々の検温、体調不良の職員は出勤を控えることなどの感染防止対策を徹底させている。

また、新型コロナワクチンについて様々な情報提供をし接種を推奨するとともに、職域接種を実施した。職場においては、マスク・アルコール消毒液の調達、執務室・食堂・休憩室等へのアルコール消毒液及び飛沫防止パーテーションの設置、営業所の洗面台等へのペーパータオルの設置など新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる。

さらに、混雑時の移動を回避する観点から、本庁職員のテレワークの積極的実施と時差出勤によるオフピーク通勤の徹底にも取り組んでいる。

4 人流抑制の取組

（1）都営交通の運行

国及び自治体からの要請等を踏まえ、令和2年度の年末年始は、地下鉄全線の大晦日終夜運転及び日暮里・舎人ライナーの終電繰下げを取りやめ、令和3年1月20日からは、地下鉄全線及び日暮里・舎人ライナーで

終電時刻の繰上げを実施していたが、令和3年度末のダイヤ改正にて正規ダイヤ化した。

(2) 都電おもいで広場の休場

都電おもいで広場について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月7日から同年6月19日まで、令和2年12月26日から令和3年11月2日まで及び令和4年1月15日から同年3月25日まで臨時休場した。